

(様式3)

大都整 第 号
年 月 日

後援等名義使用 承認決定通知書

様

大 阪 市 長
(担当：都市整備局)

年 月 日付けで申請のあった後援等名義の使用について、大阪市都市整備局後援等名義の使用並びに賞状交付に関する要綱（以下「要綱」という。）第6条に基づき、次のとおり承認します。

事 業 名	
名義の種別	後援 / 協賛・協力

【承認条件等】

- 1 後援等名義を当該事業以外に使用しないこと。
- 2 後援等名義の使用期間は、承認した日から当該事業終了時までとすること。
- 3 後援等名義を使用した広報物を作成する場合は、事前に都市整備局長に届け出ること。
- 4 当該事業に係る経費はすべて主催者が負担すること。
- 5 当該事業を中止し又はその申請内容を変更しようとするときは、速やかに「大阪市都市整備局後援等名義使用承認中止・変更届（様式5）」を都市整備局長に提出すること。
- 6 都市整備局長は、当該事業又はその主催者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、「大阪市都市整備局長後援等名義使用承認取消決定通知書（様式6）」によって承認を取り消すことができる。この場合において、当該取り消しにより主催者等に損害が生じた場合、本市は損害賠償その他一切の責任を負わない。
 - (1) 要綱第4条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき
 - (2) 要綱第5条又は第8条の申請又は届出に虚偽の内容があったとき
 - (3) 要綱第7条各号の条件に違反したとき
 - (4) 当該事業を中止したとき
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、主催者において不適当と認められる行為があったとき
- 7 当該事業において発生した事故等について、本市は損害賠償その他一切の責任を負わない。
- 8 当該事業実施後は、事業完了報告書及び当該事業の収支がわかる書類並びに当該事業に係るチラシやパンフレット等の成果物がある場合はその現物等を当該事業終了後1か月以内に提出すること。